

# “安倍さんの暴走で、自衛隊が「戦地」に” 力あわせ「戦争する国」ストップ

「集団的自衛権が行使できないために、邦人救出が出来なくなっていいのか」などと安倍首相は「国民の命を守るため」をだしにして、「戦争ができる『普通の国』」への大転換を強行しようとしています。しかも、憲法条文の解釈を変更するだけで・・・なのです。こんな露骨な「戦争への道」を絶対に許してはなりません。

6月10日、「9条の会」は東京で結成10周年記念の集会を開き、「戦争する国」阻む力を総結集しようと呼びかけました。同集会に元内閣法制局長官・阪田雅裕さんがビデオメッセージを寄せました(別掲)。甲良町では5日、「甲良・9条を守る会」が提出した(紹介議員=西澤、丸山光雄議員)請願書が審議されましたが、西澤、丸山光雄議員は賛成、他の議員は反対(建部議員は議長のため採決に加わらず)で不採択となりました。

## 集団的自衛権の行使容認へ 憲法解釈を変更しないこと を求める請願書

安倍首相は、5月15日、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権行使を認める憲法解釈の変更を検討する考えを発表しました。

集団的自衛権とは、「自分の国が攻撃されていなくても、密接な関係

にある他国が攻撃されたときに武力で反撃する」ものとされています。歴代政府は「武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫不正の侵害に対する場合に限られる」「他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は許されない」(1972年参院決算委員会)と明示してきました。

安倍首相などは「限定的容認」などと説明していますが、これは、「国

際紛争を解決する手段としては、これを永久に放棄する」(憲法第9条)と明確に定めた条文・精神を否定し、海外での武力行使を想定したものとしか見られません。しかも「限定」は政府の政策判断で無制限に広が

ります。

今、安倍首相には自民党内でも「その時々政権が解釈を変更できるようになるのは問題だ」「解釈を自由にやれるなら憲法改正は必要ないと言われてしまう」などと批判が



元内閣法制局長官  
阪田 雅裕さん

## 解釈改憲は裏口入学

これまで政府は、自衛隊の存在について、万が一わが国が外国の軍隊から攻撃されたときに排除するための最小限度の実力組織であり「戦力」には当たらず、憲法で認められるという考えに立ってきました。

この論理必然の結果として、自衛隊は、国民の生命や財産が脅かされていないのに、海外で武力行使することは認められないのです。

集団的自衛権とは、第三国のA国とB国が戦争を始めたときに、いずれ

か一方の側に立って戦争に加わるという意味ではなく、「他国防衛権」というものにはかなりま

せん。

憲法9条の解釈を変えて集団的自衛権行使をできるようにすることは、日本が普通に戦争できる国になるということだ、憲法9条が法規範として何も意味がないものになります。

このような裏口入学とも言つべき解釈改憲は、立憲主義の原点に照らして許されません。

問題を最後に決めるのは国民の世論です。みなさんには、政府の考えていることがいかに不当であるかを訴えていただきたいと思えます。

(ビデオメッセージ)

## 甲良民報

2014年6月15日 623号  
発行責任：日本共産党甲良町議員団  
連絡：甲良町在土 463 (西澤)  
Tel.Fax38-4949

みなさんのお声・願いをお待ちしています。

日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール [siga-koura463@jcp-nobuaki.com](mailto:siga-koura463@jcp-nobuaki.com)

くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38 4949 丸山光雄 38 3123

ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

続出しています。

そもそも憲法は、「国のあり方の基本」を定め、首相をはじめ国会議員、裁判官などが「尊重し、擁護する義務を負う」(憲法第99条)ものであると厳しく定めています。政権が変わるたびに多数派が憲法の解釈を勝手に変えてはならないものです。「立憲主義」と言われるゆえんがここにあります。

かつて、祖国防衛の名のもとに、多くの国民とともに甲良町の先達の方々が戦死なされたことを思いかえすと、なおさら容易な解釈改憲に同意するわけにはいきません。

以上のことから、下記の事項を請願いたします。

## 記

政府が立憲主義に立ち返り、集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲は行わないことを求める意見書を関係機関に提出されること。

## 戦争に「限定的」はない

請願者である甲良・9条を守る会代表の藤谷悟氏は全員協議会(6月

4日)で、趣旨説明を行いました。藤谷氏は、同「会」が、様々な考えをもった方が「9条を守る」その1点で集まった団体であることを紹介し、今回の解釈改憲が1総理の判断で「海外で武力行使できる」ように変更することに何の道理もないと説明し、「限定的」のまやかしにも言及しました。武力行使をこちらが「限定的」といっても、相手はそれを上回る武力で対抗してくる。戦争とは必ず双方が熱を帯びエスカレートするもので「限定的」などというのはあり得ない、中身は9条をこわしてしまえば「戦争容認」とな



ってしまうと力説されました。

同請願の提案説明に立った西澤議員は次の3点が重要だと強調しました。

## 解釈を勝手に変えるな

今回問題となっている解釈変更は、国のあり方、国際社会における日本外交の基本そのものを根底からくつがえすものとなります。憲法を忠実に守るべき内閣が、自らの任務を無視して勝手に変更するものとなり、立憲主義つまり憲法理念によって国家の政治を進めるとい根本を否定する暴挙と言わねばなりません。

## 「集団的自衛権」の意味

「自衛」と付いているためにわが国の領土、国民の生命・財産を守る権利のように思いがちですが、すでにご存じのように全くそうではありません。

最近の事例ではアフガニスタンに対するアメリカの戦争に、英・仏・オーストラリアなどNATO諸国が参戦したが、これが「集団的自衛権」の行使だ。すべて自国が侵害

されたこととは関係がなく、同盟国の要請によるものです。まさに軍力で進めようとする考え方に他なりません。

現に安倍首相は2005年アフガニスタン戦争の最中に「海外での紛争に米国と肩をならべて武力行使することができないか「憲法解釈に関する障害を取り除いていく」と述べていました。

当時のアーミテージ副大統領が「ショウ・ザ・フラッグ」「オン・ザ・グランド」と日本の自衛隊が米軍と一緒に戦闘行為ができるよう強く要請していたことを思い出します。

安倍首相はこの米国の要請通り自衛隊を派兵できなかった肩身のせまい思いをしていたことが、この言葉から見てきます。

## 立場の違いを超えて

憲法改変をめぐっては、異論あることは認め、「解釈」だけで変更することに地方から(こそくな憲法破壊やめよの)声を上げよう。

西澤議員は以上のように、議員諸氏の賛同を心から呼びかけました。